

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
【部門区分】第1部門第2区分  
【発行日】平成26年6月5日(2014.6.5)

【公開番号】特開2013-31732(P2013-31732A)  
【公開日】平成25年2月14日(2013.2.14)  
【年通号数】公開・登録公報2013-008  
【出願番号】特願2012-250272(P2012-250272)  
【国際特許分類】

A 6 1 N 1/30 (2006.01)

【F I】

A 6 1 N 1/30

【手続補正書】

【提出日】平成26年4月21日(2014.4.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

綿棒(15)に電流を供給でき、かつ綿棒(15)を保持できるホルダー(16)を有する美容器具であって、

ホルダー(16)が、接触端子(24)と軸保持部(23)とを一体で形成した筒体を含み、

当該筒体が導電ゴム製であることを特徴とする美容器具。

【請求項2】

綿棒(15)に電流を供給でき、かつ綿棒(15)を保持できるホルダー(16)を有する美容器具であって、

ホルダー(16)が、接触端子(24)と軸保持部(23)を含み、

接触端子(24)に軸保持部(23)が一体に形成されており、

接触端子(24)は、導電ゴム製であり、端子部(29)を含み、

端子部(29)の内壁は、ホルダー(16)に装着された綿棒(15)の綿球部(18)と接触しており、

軸保持部(23)の内壁により、綿棒(15)の軸部(17)を保持することを特徴とする美容器具。

【請求項3】

接触端子(24)は、導電ゴム製であり、すぼまり状の内壁を有する端子部(29)を含み、

端子部(29)の内壁は、ホルダー(16)に装着された綿棒(15)の綿球部(18)と面接触状に接触していることを特徴とする請求項2に記載の美容器具。

【請求項4】

綿棒(15)に電流を供給でき、かつ綿棒(15)を保持できるホルダー(16)を有する美容器具であって、

ホルダー(16)が、導電ゴム製の接触端子(24)を含み、

接触端子(24)は、端子部(29)と、端子部(29)と一体の筒部(51)とを含み、

端子部(29)の内壁は、ホルダー(16)に装着された綿棒(15)の綿球部(18)と接触しており、

筒部（５１）の内壁により、綿棒（１５）の軸部（１７）を保持することを特徴とする美容器具。

【請求項５】

接触端子（２４）は、すぼまり状の内壁を有する端子部（２９）と、端子部（２９）と一体の筒部（５１）とを含み、

端子部（２９）の内壁は、ホルダー（１６）に装着された綿棒（１５）の綿球部（１８）と面接触状に接触していることを特徴とする請求項２に記載の美容器具。